

雲仙公園内公衆便所清掃業務委託仕様書

1. 業務内容

(1) 本業務は雲仙公園内にある 17箇所の公衆便所の清掃を行う。

(2) 各公衆便所の名称等

| No. | 名称 | 大便器 の個数 | 小便器 の個数 | 月の清掃 回数 | 年間清掃 回数 | 冬期 期間中 |
|--------|--------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ① | 温泉神社前 | 4 個 | 2 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ② | 仁田峠園地第2展望所 | 4 個 | 3 個 | 10 (16) | 138 回 | |
| ③ | 仁田峠園地仁田峠中央 | 12 個 | 8 個 | 10 (16) | 138 回 | |
| ④ | 仁田峠園地仁田峠野岳 | 6 個 | 3 個 | 8 (11) | 73 回 | 閉鎖 |
| ⑤ | 稚児落としの滝園地 | 6 個 | 3 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑥ | 池の原園地矢岳駐車場 (一般用便所) | 4 個 | 4 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑦ | 池の原園地矢岳駐車場 (多目的便所) | 1 個 | 0 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑧ | 池の原園地野岳駐車場 (一般用便所) | 4 個 | 3 個 | 8 (11) | 73 回 | 閉鎖 |
| ⑨ | 池の原園地野岳駐車場 (多目的便所) | 1 個 | 0 個 | 8 (11) | 73 回 | 閉鎖 |
| ⑩ | 池の原園地妙見駐車場 | 4 個 | 3 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑪ | 宝原園地 (一般用便所) その1 | 4 個 | 3 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑫ | 宝原園地 (一般用便所) その2 | 4 個 | 3 個 | 8 (11) | 73 回 | 閉鎖 |
| ⑬ | 宝原園地 (多目的便所) | 1 個 | 0 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑭ | 第4駐車場 (一般用便所) | 6 個 | 3 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑮ | 第4駐車場 (多目的便所) | 1 個 | 0 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑯ | テニスコート前 (一般用便所) | 6 個 | 4 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| ⑰ | テニスコート前 (多目的便所) | 1 個 | 0 個 | 8 (11) | 105 回 | |
| 計 17箇所 | | 69 個 | 42 個 | | | |

※回数の括弧書きは、繁忙期（5月、10月、11月）の清掃回数。

※冬期期間中の閉鎖期間については12月から3月までの4ヶ月間とする。

(3) 各公衆便所の位置

別添公衆便所位置図参照

2. 清掃の回数

- (1) 年間の清掃回数、各月の清掃回数及び繁忙期の清掃回数は「1. 業務内容」の回数を基本とし、概ね4日に1回以上の間隔で行うものとする。
- (2) 天候や道路事情等のやむを得ない理由によって、上記(1)の回数・間隔を満たすことができなかつた場合は、報告書にその旨を記載すること。
- (3) (2)のやむを得ない理由を自然環境課で精査し、妥当と判断された場合、他月の同便所に係る清掃回数を増やすことなどによって、不足する清掃回数を補填することができる。

3. 便所の供用を停止する場合の取扱

県が発注する改修工事等により便所の供用を停止する場合、供用停止期間の清掃は次のとおり取扱う。

- (1) 便所の全部分を供用停止する場合は、当該便所の清掃を行わず、「2. 清掃の回数(2)及び同(3)」に準じた取扱う。
- (2) 便所の一部分のみ供用停止する場合は、当該便所の供用を継続する部分のみ清掃を行う。

4. 使用材料

- (1) 本作業に使用する材料は、総て品質良好の物を使用しなければならない。
- (2) 本清掃に使用する材料・機械器具等一切は受注者の負担とし、電気、水道及びトイレットペーパーは発注者の負担とする。

5. トイレットペーパーの補充

- (1) トイレットペーパーは不足することがないようにすること。
- (2) トイレットペーパーは発注者が提供するものを使用すること。
- (3) 受注者は適宜、島原振興局総務課(0957-63-0111(内線212))へ必要個数を連絡すること。
- (4) 受け渡し場所は島原振興局雲仙作業員詰所(雲仙市小浜町雲仙320番地)とする。
(受け渡しの日時は島原振興局総務課と調整の上決めること)

6. 作業工程

清掃の作業工程は、8及び9に基づき、島原振興局総務課担当者の指示を受けること。

7. 損害その他

- (1) 作業実施に当たり建物、工作物、その他に対して損害を与えたときは、その都度直ちに補修をし、その経費は受注者の負担とする。
- (2) 作業実施中破損箇所を発見した場合は、直ちに島原振興局総務課に報告すること。
- (3) 作業実施中は身分を明らかにするため、一定の作業服を着用し会社名を記入した記章を附すること。

8. 清掃の内容

- (1) 便器の水洗い及び床、壁、扉等のモップ又は雑巾による拭き上げのほか、便器につ

- いては適宜薬品等を用いて清掃すること。
- (2) 窓枠等はじんあいを払い、そのうえ雑巾がけをすること。
- (3) 汚物入れは、容器より汚物を取り出し内部を水洗いのうえ、汚物は所定の場所に捨てること。

9. 作業上の留意事項

- 作業に当たっては、次の項目を充分注意して実施すること。
- (1) じんあいを発散させないこと。
- (2) 清掃器具類を備品に当てないこと。
- (3) ガソリン、ベンジン等の薬品は絶対使用しないこと。
- (4) 水の使用に当たっては充分注意し、機械その他の器具類に飛散させないこと。
- (5) 清掃作業中は入り口に清掃作業中であることを示す表示を行い、利用者の急な使用の要請については柔軟に対応すること。

10. 冬期の管理

- (1) 以下の公衆便所は冬期（12月～3月）期間中は原則閉鎖する。閉鎖期間は島原振興局総務課より別途指示する。

- ④仁田峠園地仁田峠野岳
- ⑧池の原園地野岳駐車場（一般用便所）
- ⑨池の原園地野岳駐車場（多目的便所）
- ⑪宝原園地（一般用便所）その2

暖冬等の影響により、閉鎖期間が前後した場合、「2. 清掃の回数（1）」と同様の間隔で清掃を行う。この場合、追加で清掃した回数分、他月の同便所の清掃回数を減らすことができる。また、閉鎖期間が前後したことにより、1ヶ月の清掃すべき回数を満たせなかった場合は、「2. 清掃の回数（2）及び同（3）」に準じた取扱を行う。

- (2) 上記以外の公衆便所について、凍結防止のための洗浄水の調節は島原振興局総務課において行うが、清掃時に凍結による便器の破損等を発見した場合は直ちに島原振興局総務課へ通報すること。
- (3) ⑩池の原園地妙見駐車場は冬期閉鎖は行っていないが、凍結防止のため、水道を使用できないので、必要に応じて、水を運び清掃を行うこと。

11. 緊急時の対応

- (1) 受注者の緊急時連絡先を公衆便所内部に掲示すること。
- (2) 清掃の不備による利用者からの苦情等を受けたときは、直ちに対処すること。
- (3) 対応記録簿を作成し、苦情等の連絡があった時はその都度記録、保存すること。
- (4) 多目的便所のブザー故障時の応急措置、公衆便所使用中止時のトラロープ設置、その他緊急時は対応を図ること。

12. 発注者との連絡調整

本業務の遂行にあたっては、発注者及び島原振興局総務課と連絡を密にとること。